

木造住宅耐震補強工事助成事業の 申し込みを受け付けます

▷問い合わせ先＝住宅管理課住宅建築係(☎内線322)

市は、木造住宅の耐震性能を向上するために行う「補強工事」に対し、工事費などの一部を助成します。



▷対象住宅

昭和56年5月31日以前に在来軸組構法・伝統的構法で建築された木造一戸建住宅（地上階数2以下）で、所定の耐震診断を行い評点が1.0未満の住宅

▷助成内容

- ①補強工事後に国の耐震基準に適合する場合（評点が1.0以上になるもの）
- ・補助率＝2分の1以内（1,000円未満の端数は切り捨て）

切り捨て）

- ・限度額＝1件につき628,000円
- ②上記に該当しない場合（評点が改修前より0.3ポイント以上上昇するもの）
- ・補助率＝3分の1以内（1,000円未満の端数は切り捨てます）
- ・限度額＝1件につき314,000円
- ※工事の着手前に申請書の提出が必要です。
- ※耐震診断に係る費用は対象外です。
- ▷その他＝助成内容や対象住宅などの詳細は、お問い合わせください。
- ▷受付期限＝12月24日(金)まで
- ※予算がなくなり次第受け付けを終了します。

危険なブロック塀などの除却や改修費用を助成します

▷問い合わせ先＝住宅管理課住宅建築係(☎内線322)

市は、市内の避難路沿道などに面する危険なブロック塀などの安全確保対策に要する費用の一部を助成します。

▷対象工事＝対象となるブロック塀などの全てに対して、現行の建築基準法令などに適合するように行う耐震診断、耐震改修工事、除却工事、建替え工事(除却とともに行う場合のみ)など

▷対象者＝対象となるブロック塀などを所有または、管理している人で、かつ市税を滞納していない人

▷対象となるブロック塀など＝以下の全てに該当するもの

- ・コンクリートブロック造、石造などの塀
- ※門柱、フェンス、擁壁などは対象外
- ・避難路沿道などに面し、国土交通省が示す「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を利用した自主点検を行い、耐震性が不十分と判断されたもの
- ・道路からの高さが1m以上（擁壁の上には設置されている場合は0.6m以上）
- ・建築基準法令などに適合しているもの

・この制度による補助金の交付対象となっていないもの

▷補助金額＝補助対象経費の3分の2に相当する額以内で、下記の①または②の限度額以内

①耐震診断・改修工事、除却工事、建替え工事などの場合＝ブロック塀などの延長1mあたり8万円以下で、かつ限度額30万円

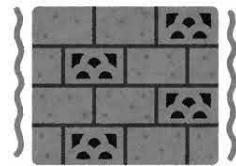
②耐震診断のみの場合(安全性が確認された場合)＝限度額3万円

▷受付期限＝12月24日(金)まで

※予算がなくなり次第受け付けを終了します。

▷注意事項

- ・必ず事前に相談ください。
- ・補助金の交付決定前に着手（耐震診断や工事請負契約など）をすると申請できません。
- ・私道や私有地間の塀は、一部を除き対象となりません。
- ・助成内容や対象となる塀、避難路沿道などの詳細は、お問い合わせください。



(9) 広報大船渡 令和3年5月7日号(No. 1198)

▷問い合わせ＝市役所 ☎0192@3111

農用区域からの除外(農振除外)の手続きについて

▷提出先・問い合わせ先＝農林課農政係(☎内線347)

農用区域内の農地を、やむを得ず農業以外の用途(住宅、資材置場等)に転用、土地の開発行為などを行う場合には、行為を行う前に、農用区域からの除外(農振除外)を行った上、農地転用の許可を受ける必要があります。手続き先は農振除外が農林課、農地転用が農業委員会です。

このうち本年度の農振除外の手続きなどは次のとおりです。

■受付期間

▷8月2日(月)から13日(金)まで

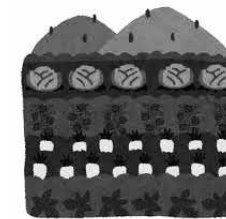
※今年度はこの1回限りの受け付けとなります。

※農振除外までに6カ月程度の期間を要します。

※申請しても、除外・転用されない場合があります。

■提出書類

- ①農業振興地域整備計画に基づく農用地利用計画の変更申出書
 - ②具体的な事業計画書
 - ③登記事項証明書、登記簿謄本
 - ④公図の写し
 - ⑤案内図(縮尺1/1500～1/5000程度)
 - ⑥転用目的に応じた図面など
- ・住宅などの建築の場合は配置図、設計図など
 - ・資材置き場の場合は、公図写しや地籍図などに



何の資材をどの程度置くかを明記したもの

- ・駐車場の場合は、公図写しや地籍図などに駐車台数を明記したもの

- ⑦隣接する農地所有者の同意書(任意様式)
- ⑧抵当権者等利害関係者の同意書(任意様式)
- ⑨その他申し出内容により、市が必要と判断する書類

■許可要件

農用区域内の農地は、原則、農用地など以外に変更することはできませんが、次の5つの要件を全て満たす農地に限り、農地以外に変更できる場合があります。

- ①代替の土地がない
- ※所有地や地価が安いなどは理由にならない場合があります。
- ②周辺の土地利用への支障がない
- ③認定農業者または農業法人などの農業経営に支障がない
- ④土地改良施設への支障がない
- ⑤土地改良事業から、8年以上が経過している
- ※区域の確認や手続き方法の詳細は、市ホームページを確認するか、農林課までお問い合わせください。



防災行政無線などを用いた情報伝達試験を行います

▷問い合わせ先＝防災管理室(☎内線251)

Jアラート(全国瞬時警報システム)による緊急情報を確実に伝えるため、全国一斉の試験が行われます。

▷日時＝5月19日(水)午前11時ごろ

▷内容＝市内に設置している防災行政無線の屋外拡声子局および希望世帯に設置した戸別受信機から放送を行います。

なお、実際にJアラートの情報を受信した場合、緊急速報メールが配信されますが、今回の訓練では配信されません。

※Jアラート(全国瞬時警報システム)とは、地

震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市町村へ、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。



放送内容

(上りチャイム)

これはJアラートのテストです(3回繰り返)

(下りチャイム)